

### 3 低入札価格調査制度の改定について

1. 低入札価格調査の書類提出期限について
2. 低入札価格調査意向確認の提出方法変更について

## 【改定内容】

1) 低入札価格調査に係る書類の提出期限を開札日の「2日後」から「4日後」に延長（休日を含まずに4日後※）

※休日の定義：奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日

| 曜日  | (木) | (金) | (土) | (日) | (月)                     | (火) | (水)                      |
|-----|-----|-----|-----|-----|-------------------------|-----|--------------------------|
| 開札日 |     |     |     |     | (現行)<br>16:00<br>書類提出期限 |     | (改定後)<br>16:00<br>書類提出期限 |
|     |     | 2日後 |     |     | →                       |     |                          |
|     |     |     |     | 4日後 |                         | →   |                          |

【適用日】 令和8年6月1日以降に公告を行う工事から適用

【現行】低入札価格調査を希望する場合、入札書提出時に内訳書と合わせて「低入札価格調査意向確認書（別記様式1）」を添付

【変更後】電子入札システムによる入札書提出時に意向を選択

【適用日】令和8年6月1日以降に公告を行う総合評価落札方式の工事案件から適用

### 現行：低入札価格調査意向確認書（別記様式1）

別記様式1

低入札価格調査意向確認書様式 ↓

低入札価格調査意向確認書

令和 年 月 日

（発注機関の長）様

所在地

商号又は名称

代表者名

下記工事の入札書に記載した金額が調査基準比較価格を下回った場合、低入札価格調査を受けることを前提とし、調査に必要な書類を期限内に提出することを確約します。

記

工事名：

工事番号：

※ 低入札価格調査を受ける意向がない場合には、当該様式を提出する必要はありません。  
※ 当該様式を提出しない場合において、調査基準比較価格を下回る入札を行った場合は失格となります。

変更後

### 変更後：入札書画面

14. (G)に対する専任補助者 姓  名

低入札価格調査の意向確認  調査を受ける(資料を提出する)  辞退する

内訳書

※ 添付資料の送付可能サイズは2MB以内で、1ファイルのみ添付可能です。  
尚、添付ファイルは、ウイルスチェックを最新版のチェックデータで行って下さい。

#### 【低入札価格調査意向】

- ①低入札価格調査を希望する場合  
→ 「調査を受ける（資料を提出する）」を選択
- ②低入札価格調査を希望しない場合  
→ 「辞退する」を選択

※上記適用日の総合評価落札方式の工事案件から、「低入札価格調査意向確認書（別紙様式1）」を廃止しますので、入札書画面より提出された意向のみ採用します。